令和２年度第２回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和２年５月２６日　午後１時３０分							
閉会日時	令和２年５月２６日　午後３時００分							
場所	福江総合福祉保健センター４Ｆホール							
農業委員出席委員（１２名） 欠員（１名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男					８	山本　実雄
	９	古里　善秀						
	１３	角田　隆章	１４	上村　孝幸			１６	尾崎　初雄
	１７	林　賢市			１９	山田　勝久		
欠席委員（6名）	６	今里　誠一	７	中村　耕二	１１	谷川　基晴	１２	奈留　敏弘
	１５	岩田　弘孝	１８	寺坂　誠一				
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	１４	上村　孝幸	１６	尾崎　初雄				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査 岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 8 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 10 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）	可　　決
	議案第 11 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 12 号	農業委員会の適正な事務実施について 1　平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 2　令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画	可　　決
	議案第 13 号	あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて	可　　決
	議案第 14 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 2 年度第 2 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

その前に残念なお知らせをさせて頂きます。皆様にも電話でお知らせをしておりましたが、崎山地区の山下富雄委員が 5 月 10 日にお亡くなりになりました。農業委員として平成 26 年 8 月からご尽力を頂きました。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

続きまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、6 番今里誠一委員、7 番中村耕二委員、11 番谷川基晴委員、12 番奈留敏弘委員、15 番岩田弘孝委員、18 番寺坂誠一委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 12 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇議長
皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和2年度第2回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇議長
それでは、議案第7号　農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
1ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

〇議長
それでは、議案第7号の1番を審議いたします。なお、議案第7号の1番から3番については、〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－〇番〇〇〇〇委員：退席－

〇議長
事務局の説明を求めます。

□事務局
3ページをご覧ください。
議案第7号
1番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番、畑、外畑5筆、田3筆、合計9筆　14,188㎡
譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
譲渡人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
譲受理由：　父より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。
譲渡理由：　高齢になったので息子に生前贈与する。
契約内容：　贈与

5月18日、〇〇地区協議会、〇〇地区協議会、および〇〇地区協議会において、それぞれ現地調査を行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第7号の1番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第７号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第７号の１番は許可されました。

○議長
　次に、議案第７号の２番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　４ページをご覧ください。
　議案第７号
　２番　土地の所在地：○○町○○○○番　畑、外畑３筆　合計４筆　5,122㎡
　　譲受人：　　○○町○○○○番地３　○○○○　農業兼介護職
　　譲渡人：　　福岡市○○○○○番23号　○○○○　学生
　　譲受理由：　　甥より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。
　　譲渡理由：　　農業ができないので伯母に譲り渡す。
　　契約内容：　　贈与

　５月18日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第７号の２番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第７号の２番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第７号の２番は許可されました。

○議長
　次に、議案第７号の３番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　４ページをご覧ください。
　議案第７号
　３番　土地の所在地：○○町○○○○番２　田、外田１筆、畑１筆　合計３筆　6,854㎡
　　譲受人：　　○○○○丁目○○番○号　○○○○　農業
　　譲渡人：　　神戸市○○○○○○○○○番13号　○○○○ 介護施設職員
　　譲受理由：　　譲渡人より譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。
　　譲渡理由：　　遠隔地にいて耕作できないので譲受人へ譲り渡す。

契約内容：　　売買　対価（3筆合計）〇〇〇〇円

5月18日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第7号の3番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第7号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第7号の3番は許可されました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－〇番〇〇〇〇委員：出席－

〇議長
次に、議案第7号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
4ページをご覧ください。
議案第7号
4番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番1　畑、外畑1筆、合計2筆　565㎡
譲受人：　　〇〇町〇〇〇〇番地2　〇〇〇〇　農業
譲渡人：　　神奈川県藤沢市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇〇〇号　〇〇〇〇　無職
譲受理由：　当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。
譲渡理由：　市外に居住しており耕作管理できないので当該地を譲り渡す。
契約内容：　贈与

5月18日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第7号の4番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－
〇議長
では、採決いたします。議案第7号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第7号の4番は許可されました。

〇議長

次に、議案第7号の5番ですが、12番の内容と関連があることから、後ほど12番と一緒に審議したいと思います。
それでは、6番の審議を行いますが、新規就農につき、7番との関連がありますので、6番と7番を同時に審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第7号の6番および7番の説明をさせていただきます。
説明の前に議案の数字に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。5 ページをお開きください。7番の合計面積が間違っています。合計の面積を 2,119 ㎡に訂正をお願い致します。入力の誤りです。申し訳ございませんでした。それでは、説明いたします。

6番と7番につきましては、新規就農に係る賃借権の設定であります。
6番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　畑、外畑1筆　合計2筆　3,288㎡
借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地11　〇〇〇〇　農業
貸出人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
借受理由：　農地を借り受けて新規就農する。
貸出理由：　農地を貸し付けて新規就農を支援する。
契約内容：　賃貸借 年間の賃借料は（2筆合計）〇〇〇〇円

続きまして、
7番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　畑1筆　2,119㎡
借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地11　〇〇〇〇　農業
貸出人：　〇〇町〇〇〇〇番地2　〇〇〇〇　農業
借受理由：　農地を借り受けて新規就農する。
貸出理由：　農地を貸し付けて新規就農を支援する。
契約内容：　賃貸借　年間の賃借料は〇〇〇〇円

6番、7番ともに5月18日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第7号の6番及び7番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
では、採決いたします。議案第7号の6番及び7番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

〇議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第7号の6番及び7番は許可されました。

〇議長
次に、議案第7号の8番を審議いたしますが、新規就農につき、9番と10番とも関連が

ありますので、8番から10番までを同時に審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局

8番から10番につきましては、新規就農に係る使用貸借および売買であります。

8番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番1　田、外田1筆　合計2筆　2,401㎡

借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　会社員
土木業に従事しておりまして、兼業農家を予定しているとのことであります。

貸出人：　長崎市〇〇〇〇番〇〇〇〇号　〇〇〇〇　無職

借受理由：　当該農地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由：　当該農地を貸し付けて新規就農を支援する。

契約内容：　使用貸借

続きまして、

9番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　畑、外畑1筆　合計2筆　3,099㎡

譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　会社員

譲渡人：　長崎市〇〇〇〇番地4　〇〇〇〇　無職

譲受理由：　売買により当該土地を譲り受けて農業経営を開始する。

譲渡理由：　市外に居住しているため土地を手放したい。

契約内容：　売買　対価（2筆合計）〇〇〇〇円

次のページをお開きください。

10番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番 畑1筆　1,882㎡

借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　会社員

貸出人：　〇〇町〇〇〇〇番2　〇〇〇〇　無職

借受理由：　当該土地を借り受けて農業経営を開始する。

貸出理由：　当該土地を貸し付けて新規就農を支援する。

契約内容：　使用貸借

8番から10番までともに5月18日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長

議案第7号の8番から10番について質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

では、採決いたします。議案第7号の8番から10番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

－賛成委員は挙手－

〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、議案第7号の8番から10番は許可されました。

○議長
　次に、議案第７号の 11 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　6 ページをご覧ください。
　議案第７号
　11 番　土地の所在地：○○町○○○○番１　畑１筆　1,864 ㎡
　　譲受人：　　○○町○○○○番地　○○○○　農業
　　譲渡人：　　神戸市長田区○○○○○○○○○番 13 号　○○○○　介護職
　　譲受理由：　　譲り受けて経営規模を拡大したい。
　　譲渡理由：　　神戸市在住で今後管理が困難であるので売却したい。
　　契約内容：　　売買　対価　○○○○円

　5 月 18 日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第７号の 11 番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－
○議長
　では、採決いたします。議案第７号の 11 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第７号の 11 番は許可されました。

○議長
　次に、議案第７号の５番および 12 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　５番と 12 番につきましては、農地所有適格法人に係る使用貸借および売買であります。今回、申請が上がっている○○○○につきましては、株式会社となっており、事業内容は畜産業が主で、議決権を持っているすべての者が農業に携わっています。また、役員全員が農業に従事しており、今回の申請地につきましても、役員の１人が農作業を行う予定となっていることから、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断しております。

　5 ページをご覧ください。
　議案第７号
　５番　土地の所在地：○○町○○○○番　畑１筆　7,494 ㎡
　　借受人：　　大村市○○○○○○○○○番地１
　　○○○○株式会社　代表取締役　○○○○　畜産農業
　　貸出人：　　○○町○○○○番地２　○○○○　農業
　　借受理由：　　当該農地を借り受けて牧草地として耕作する。
　　貸出理由：　　牧草地として利用するので相手方の懇望により貸す。

契約内容：　　使用貸借

5月18日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

続きまして、6ページをご覧ください。
12番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番4　畑1筆　3,888㎡
譲受人：　　大村市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地1
〇〇〇〇株式会社　代表取締役　〇〇〇〇　畜産農業
譲渡人：　　〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇　農業
譲受理由：　当該農地を譲り受けて牧草地として耕作する。
譲渡理由：　牧草地として利用するので相手方の懇望により売る。
契約内容：　売買　対価　〇〇〇〇円

5月18日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第7号の5番及び12番について質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員
〇〇〇〇株式会社ですが、畜産といったら肉用牛なんでしょうね。

〇議長
クラスター事業で、〇〇〇〇の土地に一昨年から牛舎を建てて作業しております。

〇〇〇委員
もう牛舎は建っているわけ？

〇議長
はい。〇〇〇〇さんが従業員でおります。

〇〇〇委員
〇〇〇〇町の〇〇〇〇さんが従業員たいね。

〇議長
はい。この区画は以前、1筆だったんですけど、今は4筆あって上の2枚に牛舎等が建っています。これは〇〇リースなので別途するらしいです。あと2枚が〇〇〇〇の〇〇〇〇の分が3反いくらかな。そして〇〇〇〇さんの分も含めてすると聞いています。

〇〇〇委員
ちなみに何頭飼っているのか。

〇議長
50頭です。

〇〇〇委員
　わかりました。

〇〇〇委員
　ここは一応、株式会社ですけど、所有権移転で問題はなかったんですかね。

□事務局
　一応、議決権等の要件はクリアしています。

〇〇〇委員
　いや、農地法とかの面で問題はなかったんですかね。農事組合法人だったら名義変更はできるけど、株式会社は良かったんですかね。

□事務局
　農地所有適格法人に関する条件はクリアしています。

〇議長
　他にございませんか。

〇議長
　では、採決いたします。議案第 7 号の 5 番及び 12 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

ー賛成委員は挙手ー

〇議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 7 号の 5 番及び 12 番は許可されました。

〇議長
　次に、議案第 7 号の 13 番から 16 番まで一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　13 番から 16 番までは、借受・譲受人が〇〇〇〇で、土地の所在がすべて〇〇町〇〇となっています。
　6 ページをご覧ください。
　議案第 7 号
　13 番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番 1　田 1 筆　1,614 ㎡
　　借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
　　貸出人：　〇〇町〇〇〇〇番地 16　〇〇〇〇　農業
　　借受理由：　当該農地を借り受けて農業経営の規模を拡大する。
　　貸出理由：　当該農地を貸し付けて規模拡大を支援する。
　　契約内容：　賃貸借　年間の賃借料は〇〇〇〇円となっています。

続きまして、
14番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番3　田、外田2筆、合計　3筆3,733㎡
借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
貸出人：　兵庫県姫路市〇〇〇〇〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　無職
借受理由：　当該農地を借り受けて農業経営の規模を拡大する。
貸出理由：　当該農地を貸し付けて規模拡大を支援する。
契約内容：　賃貸借　年間の賃借料は〇〇〇〇円となっています。

続きまして、
15番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番1　田1筆　1,116㎡
借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
貸出人：　〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇　〇〇〇〇　無職
借受理由：　当該農地を借り受けて農業経営の規模を拡大する。
貸出理由：　当該農地を貸し付けて規模拡大を支援する。
契約内容：　賃貸借　年間の賃借料は〇〇〇〇円となっています。

続きまして、
16番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番2　畑1筆　513㎡
譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
譲渡人：　長崎市〇〇町〇〇番地　〇〇〇〇（飲食店）店員
譲受理由：　当該農地を譲り受けて農業経営の規模を拡大する。
譲渡理由：　島外に在住しており帰る予定がないため売買する。
契約内容：　売買　対価　〇〇〇〇円となっています。

いずれも、5月18日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第7号の13番から16番について質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員
前回も、前々回も〇〇〇〇さんについては尋ねたと思うんですが、最初は農業を始めるということでよかったんでしょうが、これからは認定農業者になるとか、担い手で申請を受けるとかできないわけでしょうか。

〇議長
まだ今度の担い手のあっせん名簿には名前が入っていません。来年ぐらいにはと思っております。

〇〇〇委員
わかりました。

〇議長
では、採決いたします。議案第7号の13番から16番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 7 号の 13 番から 16 番は許可されました。

○議長
　次に、議案第 8 号　農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案説明の前に農地法第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。8 から 9 ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
　市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。
　一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。以上です。

○議長
　それでは、議案第 8 号の 1 番を審議いたします。なお、本案については○番○○○○委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－○番○○○○委員：退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　10 ページの議案第 8 号の 1 番をご説明いたします。
　所　在：　○○○○丁目○○○○番○　　畑　320 ㎡　第 3 種農地
　申請人：　○○○○丁目○○○○番○号　○○○○
　転用目的：駐車場用地

　申請地は、○○○○から西へ 50mに位置し、住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地です。次に配置図についてご説明いたします。
　申請地は、原状のまま利用し、敷地全体を砕石敷きとしますので土砂等の流失の恐れは

なく、また、駐車台数を8台計画し、月極で一台当たり賃料は〇〇〇〇円とする計画です。露天の駐車場用地として利用しますので近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。以上です。

〇議長
それでは、議案第8号の1番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長代理
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第8号の1番について、当協議会は去る5月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第8号の1番
所　在：　〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇
申請者：　〇〇〇〇
転用目的：駐車場用地

本案の申請地は、住宅の用が連たんする区域内にある農地で市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、駐車場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
よって農地法第4条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わります。議案第8号の1番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって議案第8号の1番は許可相当と決しました。〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－〇番〇〇〇〇委員：出席－

〇議長
次に、議案第8号の2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
最後に、11ページをご覧ください。議案第8号の2番をご説明いたします。
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番1　畑　576㎡　第2種農地

申請人：　〇〇町〇〇〇〇番地２　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

申請地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇から北西へ約50mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、土砂流出や崩壊等による周囲への被害の恐れはなく、建物を平屋建とし高さを加減することで近傍農地の日照、通風等営農への影響はないと思われます。また、一般個人住宅の転用面積は、法面、進入路等を除く有効面積の上限の目安を500㎡とすることとなっていますので、面積超過の理由書が提出されております。雨水排水は敷地内で自然流下及び道路側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上で説明を終わります。

〇議長
それでは、議案第８号の２番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第８号の２番について、当協議会は去る５月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第８号の２番
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番１
申請者：　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第２種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
よって農地法第４条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わります。議案第８号の２番に対する〇〇地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第８号の２番は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 9 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。12、13 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

14 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 21 筆、畑 57 筆、樹園地 1 筆の計 79 筆で、面積が 128,251 ㎡。所有権移転につきましては、田 1 筆、畑 1 筆の計 2 筆で、面積が 5,813 ㎡となっております。

15 ページをご覧ください。

1 番 1	利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○ 代表取締役　○○○○　認定農業者	
	利用権を設定する者：	○○○○
	利用権を設定する土地：	畑 1 筆
1 番 2	○○○○　外 2 名	畑 2 筆
	こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。	
1 番 3	○○○○	畑 1 筆
1 番 4	○○○○　外 3 名	畑 4 筆
	こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。	
1 番 5	○○○○	畑 2 筆
1 番 6	○○○○	畑 5 筆
1 番 7	○○○○	畑 1 筆
1 番 8	○○○○　外 3 名	畑 2 筆
	こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。	
1 番 9	○○○○　外 2 名	畑 1 筆
	こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。	
1 番 10	○○○○	畑 2 筆
1 番 11	○○○○	畑 1 筆
1 番 12	○○○○	畑 1 筆
1 番 13	○○○○	畑 1 筆
1 番 14	○○○○	畑 1 筆
1 番 15	○○○○	畑 1 筆

1番16　○○○○　畑1筆
以上、1番1から1番16の合計面積は畑27筆　44,806㎡
1番8が新規､その他が更新で､契約内容はすべて賃貸借権となっております。
2番1　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑1筆
2番2　○○○○　畑1筆
以上、2番1、2番2の面積合計は畑2筆　5,519㎡
すべて新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
3番1　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　田5筆
3番2　○○○○　田1筆
3番3　○○○○　田1筆
3番4　○○○○　田1筆
3番5　○○○○　田1筆
3番6　○○○○　田2筆
以上、3番1から3番6の面積合計は田11筆　19,122㎡
すべて新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
4番　利用権の設定を受ける者：有限会社　○○○○
取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑9筆　12,318㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
5番　利用権の設定を受ける者：○○○○好　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑2筆　3,228㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
6番　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　田3筆　3,842㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
7番1　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○
代表取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　畑1筆
7番2　○○○○　畑2筆
7番3　○○○○　外3名　畑2筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
7番4　○○○○　畑4筆
以上、7番1から7番4の面積合計は畑9筆　14,116㎡
7番2の2筆のうち1筆と7番3が新規、その他が更新で、契約内容はすべて解除条件付賃貸借権となっております。

8番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　田1筆　976㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
9番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○　外3名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　田1筆　2,943㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
10番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○　外1名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　田2筆　2,137㎡
2筆のうち1筆が新規、1筆が更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転を説明します。
11番　　所有権の移転を受ける者：○○○○　担い手
所有権を移転する者：　　○○○○
所有権を移転する土地：　畑1筆　3,699㎡
契約内容は贈与となっております。
12番　　所有権の移転を受ける者：○○○○　認定農業者
所有権を移転する者：　　○○○○
所有権を移転する土地：　田1筆　2,114㎡
契約内容は売買で、対価は○○○○円となっております。

以上、1番1から12番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
すみません。私から質問させて下さい。3番ね。これは契約期間が1年間だけど何かあるのかな。

□事務局
この契約が終わってから、農地中間管理事業へ契約を移すみたいです。補助金の関係でちょっと急いで1年間の契約にしています。

○議長
1年間は使用貸借にして、次年度に中間管理にするのかな。

□事務局
はい。中間管理を通して契約をし直すということです。

○議長
　わかりました。他にございませんか。

○議長
　質疑を終わり、採決いたします。議案第9号、利用権設定の1番1から10番1、所有権移転の11番1および12番1は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第9号はすべて原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第10号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1番1	利用権の設定を受ける者：	公益財団法人　長崎県農業振興公社 ○○○○　○○○○
	利用権を設定する者：	○○○○
	利用権を設定する土地：	畑1筆
1番2	○○○○	畑2筆
1番3	○○○○	畑4筆
1番4	○○○○	樹園地1筆
1番5	○○○○	畑1筆
1番6	○○○○	田3筆

以上、1番1から1番6の面積合計は田3筆、畑8筆、樹園地1筆 19,244㎡すべて新規で、契約内容は1番1、1番2が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。1番各号につきましては中間管理事業によるものです。

　以上、1番1から1番6につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
　質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
　質疑を終わり、採決いたします。議案第10号、利用権設定の1番1から1番6は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第10号の利用権設定については、すべて原案のと

おり可決されました。

〇議長

次に、議案第 11 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。22 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 10 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。23 ページをご覧ください。

1 番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　認定農業者
　利用権を設定する土地：　畑 1 筆　1,170 ㎡
　契約内容は、使用貸借権となっております。

2 番　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　担い手
　利用権を設定する土地：　畑 2 筆　1,754 ㎡
　契約内容は、使用貸借権となっております。

3 番 1　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇有限会社
　代表取締役　〇〇〇〇　認定農業者
　利用権を設定する土地：　畑 4 筆
3 番 2　樹園地 1 筆
3 番 3　畑 1 筆
　以上、3 番 1 から 3 番 3 の面積合計は畑 5 筆、樹園地 1 筆　13,207 ㎡
　契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

4 番　利用権の設定を受ける者：農事組合法人　〇〇〇〇
　代表理事　〇〇〇〇　認定農業者
　利用権を設定する土地：　田 3 筆　3,113 ㎡
　契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1 番から 4 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

ー質疑応答：なしー

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 11 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農地利用配分計画（案）については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見については、すべて適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 12 号　農業委員会の適正な事務実施について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 12 号　農業委員会の適正な事務実施について、ですが、平成 21 年 1 月と平成 28 年 3 月に通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき取り組むものです。農業委員会の適正な事務実施を図るため、前年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価を行い、当該年度の活動計画を策定し、また公表しなければならないとされております。

内容の説明をいたします。25 ページをご覧ください。平成 31 年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価案、このページでは農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

26 ページをお開き下さい、担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、2 番の令和元年度の目標及び実績が、集積目標 2,363.6ha に対して、集積実績 2,281.0ha ありました。うち新規実績 117.7ha、達成率は 96.50%となっています。

3 番の目標達成に向けた活動実績として、7 月から 11 月に農地集積推進に向けた意向調査を行い、新規の農地所有適格法人、規模拡大を図る認定農業者等に働きかけを行い、また農地中間管理事業による利用集積を進めました。

4 番の目標及び活動に対する評価として、農地所有適格法人、認定農業者等の規模拡大に伴うもので、農業委員の活動及び農地中間管理事業も集積に寄与しており、活動を継続することが必要と評価しております。

27 ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、2 番の令和元年度の目標及び実績として、参入目標 6 経営体に対して参入実績が 8 経営体、参入目標面積 3ha に対して実績が 5.7ha となっております。これは 3 条申請で新規に農地を利用権設定又は取得した個人や法人を実績としております。

3 番の目標の達成に向けた活動実績として、意欲ある農業者等の情報収集に努め、新規就農手順や利用権設定方法等の説明を行っております。

また、4 番の目標及び活動に対する評価として、新規就農者が目標以上に農業参入できたことは、今後も活動を継続することが必要であると評価しております。

28 ページをお開きください。遊休農地に関する措置に関する評価では、2 番の令和元年度の目標及び実績では、解消目標 76ha に対し解消実績 71.7ha で、達成率は 94.34%でした。

3 番の目標達成に向けた活動実績を申しますと、農地の利用状況調査を調査員 41 名の委員の方々で 7 月から 9 月にかけて行っていただき、調査結果の取りまとめを 9 月から 10

月に事務局で行っております。農地の利用意向調査を1月に実施をし、取りまとめを1月から3月に行っております。調査数316筆、調査面積35haございました。

4番の目標及び活動に対する評価として、今後も円滑な利用状況調査を行うとともに、遊休農地の有効利用が図られるよう担い手や農地所有適格法人に対する働きかけが重要と評価しております。

29ページをご覧ください。違反転用への適正な対応について、令和元年度末の違反転用面積は2haございまして、2番の令和元年度の実績も同じく1.2haとなっております。

3番の活動実績としまして、委員の日常活動時、地区協議会時、農地利用状況調査時に監視活動を行い、特段の注意を払いましたが、活動に対する評価としまして、解消できませんでしたので、監視活動及び是正指導を強化する必要があると評価しております。

30ページをお開きください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、農地法第3条に基づく許可事務ですが、令和元年度の3条申請処理及び許可件数は59件でございます。農地転用に関する事務は、令和元年度の4条5条申請受付及び総会で意見を付して処理したものは58件でございました。

31ページをご覧ください。3番の農地所有適格法人からの報告への対応について、管内の農地所有適格法人26法人中26法人から報告があっております。

4番の情報の提供等について、賃借料情報の調査・提供といたしまして、賃借料件数556件を令和2年2月にホームページ及び農業委員会事務局に備え付けております。農地の権利移動等の状況把握は、調査対象件数2,607件の取りまとめを令和2年3月に行っております。農地台帳の整備は、台帳で管理している7,866.4haを随時権利移動等のデータ更新を行っております。

32ページをお開き下さい。地域農業者からの主な要望及び対処内容について、農地利用最適化等に関する事務としまして､5項目について2月に農業者との意見交換会を開催し、2月の総会で議決後、市長へ意見書の提出をしております。事務の実施状況の公表は、総会等の議事録の公表についてはホームページに公表しております。農地利用最適化推進施策の改善についての意見ですが、先程の市長への意見書の提出件数1件を記載しております。活動計画の点検評価の公表については、ホームページに公表しておりまして、本年も6月末までに公表をする予定です。

33ページをご覧ください。次に令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案をご説明いたします。このページでは、農家・農地等の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。

34ページをお開きください。担い手への農地の利用集積、集約化について、2番の令和2年度の目標及び活動計画として集積目標面積2,363.0ha、うち新規集積目標面積82ha、活動計画として、農地中間管理事業及び国・県の補助事業の周知を行い、規模拡大農家、農地所有適格法人への利用集積を図る｡7月から11月に農地集積推進に向けた農地の管理、利用状況等について意向調査と利用集積活動を行う、としております。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、2番の令和2年度の目標及び活動計画として、参入目標数を6経営体、参入目標面積を3ha、活動計画として、後継者及び新規就農者の掘り起こしを進めるため、年間を通して情報収集、発信に努めるとしております。

35ページをご覧ください。遊休農地に関する措置として、2番目の令和2年度の目標及び活動計画について、遊休農地の解消目標面積76ha、活動計画として農地の利用状況調査を農業委員、推進委員の方41名で調査していただいて、調査時期を7月から9月、事務局での調査取りまとめを9月から10月に予定しております。調査方法は、管内全域を調査区域とする、委員及び最適化推進委員が、地区の耕作状況を一筆ごとに現地確認をし、分類しながら把握する。また農地の利用意向調査を10月から11月に行って、事務局での調査

結果の取りまとめを11月から1月に計画しております。違反転用への適正な対応としまして、

2番の令和2年度の活動計画として、7月から9月の農地利用状況調査時に併せた農地パトロールの実施、現確認分の是正へ向けて随時聞き取り調査などを行う、広報誌での周知を行うと計画しております。

以上が平成31年度の点検評価及び令和2年度の活動計画です。

コロナウィルスの関係上、協議が遅れており、現時点において県の農業会議からの具体的な数値が示されておりません。場合によっては、数値目標に変更があるかもしれません。数値等に変更がありましたら修正して県への報告及びホームページで公表したいと思っております。説明は以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

今年の農業会議の方での局長・事務局長会議が6月にあります。農業会議からの目標がまだ来ておりません。また、変更する場合もあると思いますけど、その時には皆さんにお知らせしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第12号　農業委員会の適正な事務実施については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号　農業委員会の適正な事務実施については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第13号　あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

36ページをお開き下さい。議案第13号　あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについてご説明いたします。

本件は、現在のあっせん譲受け等候補者名簿が作成後、約1年を経過したので見直しを行う必要があるため提案するものです。

あっせん譲受け等候補者名簿は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録した名簿であり、五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領第3項の規定により作成するように定められております。

あっせんの相手方の要件については、同要領第2項第1号に定められており、要件の1点目は『その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積が別表第1に定める基準面積を超えるものであること。』、2点目は『その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると

認められること。』、3 点目は『その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。』となっております。

また、このあっせん譲受け等候補者名簿に登載されますと、農業経営基盤強化法に基づく農用地の利用集積を行い、農用地の所有権移転をすることができます。この場合、その後の名義変更の手続きを嘱託登記として市で代理して行いますので、司法書士などの代理人に依頼する場合に比べまして手数料等が軽減できるメリットもございます。

なお、本案につきましては 5 月 18 日、各地区協議会において審査していただいており、その結果を 39 ページから 66 ページの名簿に掲載しております。各地区ごとの候補者数は 38 ページに記載のとおり、大津・奈留地区 42 人、福江地区 84 人、崎山地区 106 人、本山・大浜地区 110 人、富江地区 74 人、玉之浦地区 17 人、三井楽地区 81 人、岐宿地区 17 人、山内地区 75 人、合計 606 人となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 13 号　あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号　あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 14 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 14 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。67 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。68 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、田 1 筆、畑 8 筆で、面積は 7,759 ㎡となっております。4 月からの累計は、田 1 筆、畑 9 筆で合計面積は 9,305 ㎡となっております。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 14 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

〇議長

議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局　会議等報告・予定他について

1. 会議等報告・予定について
2. その他

〇議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和 2 年度第 2 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後　3 時　00 分　閉会＝